

介護職員初任者研修・実務者研修の費用を助成

質の高い介護人材の確保・定着を図るため、一定期間以上、市内の介護施設等で就労を継続することを条件に、介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級研修)と介護福祉士実務者研修の受講に要した費用の一部を補助します。

- ▶対象者=次のすべてに該当する方
- 住所地の市町村民税に滞納がない方
- 申請日時点で介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級研修)を修了している方、または、介護福祉士実務者研修(旧ホームヘルパー1級研修または介護職員基礎研修課程)を修了している方
- 研修にかかる経費について、公的制度から補助を受けていない方
- ▶補助要件=平成29年4月1日以降に市内の介護施設等で介護職として就職し、申請日以降、3か月以上(原則、同一施設)就労を継続していること(申請日時点で就労していない場合も、申請日以降3か月以上就労すること)。

※就労形態は、常勤、非常勤勤務(パート勤務)を問いません。

※対象となる介護施設等は問い合わせください。

- ▶補助額
 - 介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級研修)の受講に要した費用の半額(10円未満切り捨て)または50,000円のいずれか低い額
 - 介護福祉士実務者研修(旧ホームヘルパー1級研修または介護職員基礎研修課程)の受講に要した費用の半額(10円未満切り捨て)または100,000円のいずれか低い額
 - ▶募集締切=12月28日(金)(郵送可)
 - ※補助金申請総額が予算額に達し次第、受付終了。
- 申・問 高齢者支援課介護保険班
☎0475(70)0309

介護保険料納入通知書の発送 および制度改正のお知らせ

◆納入通知書の発送

平成30年度の介護保険料額が決定します。7月中旬に保険料額の決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、市民税の課税状況、前年の合計所得金額等に依りて12段階に分けられています。

介護保険は、国や千葉県、市が負担する公費と、皆さんが負担する公費と、皆さんが納めていただく介護保険料を財源として運営されています。介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるように、期限内の納付をお願いします。

◆保険料の支払方法

▶特別徴収
年金が年額18万円以上の方

は、年金からの天引きにより保険料を納める特別徴収となります。

▶普通徴収

年金が年額18万円未満の方、新たに65歳になった方、他の市区町村から転入した方、保険料の所得段階が変更になった方などは、納付書により保険料を納める普通徴収となります。

◆介護保険負担割合証

要介護(支援)認定を受けられている方、介護予防・日常生活支援総合事業を受けられている方には、7月中旬に、市から利用者負担(1割~3割)が記載された「介護保険負担割合証」が届きます。記載内容をご確認のうえ、担当のケアマネージャーまたは介護施設職員の方へご提示ください。

◆利用者負担割合の見直し(3割負担の創設)

利用者負担は前年中の所得をもとに判定されます。

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方は、2割負担になります。

また、制度改正により、平成30年8月からは、本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方は、3割負担になります。

問 高齢者支援課介護保険班

☎0475(70)0309

高齢者見守りサービス導入の助成金を支給

高齢者見守りサービスは、認知症で徘徊しやすい後徘徊の心配のある方にGPS機能付きの端末を所持させて位置を確認するもので、所在不明になったときに早期発見・保護により高齢者の安全確保が期待できます。このシステムの導入にかかる初期費用の一部について助成金を支給します。

▶助成金額 1人1回、上限1万円

▶対象 市内に居住する要介護(要支援)認定を受けており、主治医意見書に「認知症」と記載されている方、もしくは認知症の疑いの強い方を介護する方

※GPS機能付き端末の種類や業者の指定はありません。申請書類の提出が必要となりますので、利用を検討されている方は問い合わせください。

問 地域包括支援センター
☎0475(70)0439



平成30年度後期高齢者医療制度保険料額が決定

平成30年度の後期高齢者医療制度保険料が決定し、7月中旬に保険料額の決定通知書が届きます。

なお、昨年度に年金から天引きで納付いただいた方でも、今年度から納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書をご確認ください。

▼保険料額(千葉県内の全ての市町村で同率)

- 所得割率 7.89%
- 均等割額 41,000円
- 賦課限度額 62万円

その他、保険料の減額等の詳しい内容については、7月中旬以降に郵送する被保険者証と同封の案内をご覧ください。

問 千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043(308)6768

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

特定健康診査の個別健診を受けられる医療機関が増えました

平成30年6月より個別で特定健康診査を受けることができます。市内の医療機関が増えました。



集団健診の日程が合わない等の方は、次の医療機関に予約のうえ、特定健康診査を受けることができます。

▼医療機関 大網病院、まほ内科クリニック、おおあみ

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより ~こんにちは。在宅介護支援センターです~

在宅介護支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域でより良い生活ができるようお手伝いしています。実際にどんな活動をしているのか、主な内容をご紹介します。

◆一人暮らしの方や高齢世帯の方などのお宅を訪問し、地域でいきいきと安心して生活できるようにお手伝いをします

訪問時に、買い物・通院など外出の手段、かかりつけの病院などを伺いつつ、現在困っていることはないかお話を伺っています。「一人なので、とっさの時に救急車も呼べなかったら心配」「今のまま元気な体でいたいけれど、運動できる場所はないから」「庭の草刈りが大変になってきた」そんな時は市のサービスや地域で対応してくれる民間のサービスにどんなものがあるかご案内します。

対象が65歳以上なので、まだ現役でお仕事をされている方、ボランティアとして地域で活躍されている方も多くいらっしゃいます。将来のため、またご近所やお友達で心配な方の相談窓口として、訪問させていただいています。

◆地域包括支援センターと共に、地域の老人クラブやいきいきサロンに出向きます

健康相談だけでなく、健康維持のための体操、日常生活の注意や耳寄り情報の発信などもしています。

◆ご希望に応じて、ご自宅を訪問し、生活や介護保険などのご相談に乗ります

体が悪い、交通手段がないなど、市役所での相談が難しい方は、訪問してご相談に乗ります。

当センターは介護保険スタート以前に、介護を含めた相談の窓口として配置されました。センターの名前に「介護」があるのはそのためです。介護保険が導入されてからは介護保険サービスで解決できる相談は減り、保健・福祉・医療の総合相談窓口としての役割が主になっています。在宅介護支援センターは市から委託を受け、地域包括支援センターと共に日常生活に関するさまざまな質問・相談を受け付けています。まずはお気軽にご相談ください。

問 地域包括支援センター
☎0475(70)0439
FAX 0475(70)1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎0475(73)5146
在宅介護支援センター杜の街
☎0475(70)1666

被保険者証は大切に 被保険者証の1斉更新

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証は、8月に更新されます。新しい被保険者証は、7月末日までに書留郵便で郵送されますので、8月1日(水)からご使用ください。

また、有効期限を過ぎた被保険者証は市役所に返却する

か、破棄してください。

1人1枚のカード式になっていますので、携帯に便利ですが紛失する方も増えていますが、紛失した場合は再発行できます。

問 市民課国保班
☎0475(70)0334

市民課高齢者医療年金班
☎0475(70)0336

